

平成 27 年 1 月 30 日

第 1 回 定例会

# 会 議 録

妙見センター

大 研 修 室

## 第 1 回枕崎市農業委員会総会会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期      1 日間              平成 2 7 年 1 月 3 0 日 (金)

### 2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	1	あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載について
3	2	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
4	3	農業振興地域整備計画変更認可申請に係る軽微な変更のための意見書(案)について
5	4	農業振興地域整備計画変更認可申請に係る除外のための意見書(案)について
6	5	農地法第 3 条許可申請について
7	6	農地法第 4 条許可申請について
8	7	農地法第 5 条許可申請について
9	8	農用地利用集積計画の調整について
1 0	9	農業委員会委員選挙人名簿登録申請にもとづく農業委員会の意見について

### 3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
1 月 3 0 日	午前 9 時 0 0 分	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について                      日程第 1 号
		5. 議案上程                      日程第 2 号～日程第 10 号
		6. 提案理由の説明, 質疑
		7. 討論, 表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	公選・選任別
会長	1番	天 達 勇	公選
委員	2番	中 村 責 郎	農協
委員	3番	駒 水 真 富	公選
委員	4番	板 敷 忠 志	公選
運営委員	5番	中 原 敬 彦	公選
委員	6番	神 門 達 也	公選
運営委員	7番	禰 占 通 男	議会
委員	8番	城 森 史 明	共済
運営委員	9番	桑 原 和 英	公選
委員	10番	俵積田 広 昭	公選
委員	11番	俵積田 義 信	土改
運営委員	12番	瀬戸口 勇 市	公選
会長代理	13番	畑 野 真 人	公選

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長	岩 廣 和 憲
主幹兼農地係長	駒 水 孝 広
農 地 係 書 記	前 原 光 博

議長 平成 27 年第 1 回農業委員会を本日招集しましたところ、出席委員 13 名で定足数に達しておりますので只今から開催いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布しましたのでご了承願います。

ここで、委員会の会議録署名委員を指名いたします。

11 番俵積田義信委員，12 番瀬戸口委員に、お願いいたします。

日程第 1 号，会期についてを議題といたします。おはかりいたします。

本委員会の会期は，本日 1 日限りとしてはと思いますが御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって，本委員会の会期は，本日 1 日限りと決定いたしました。

次に日程第 2 号，あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載についてを議題といたします。

それでは，議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第 2 号議案第 1 号あっせん譲受等候補者名簿への新規登載についてご説明申し上げます。

議案書は 1 ページになります。

名簿登録番号〇〇地区 13 号，〇〇〇〇は，〇〇町にお住いの茶専門型の認定農家で経営面積は 624a，作付け面積は 562a でございます。

農業労働力は本人，妻の 2 名でございます。

以上は，担い手育成総合支援協議会の農業経営改善計画認定審査会において，計画書が認定されたことに伴い，あっせん譲受等候補者名簿に新規登載するものでございます。以上で議案の説明を終わります。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し，質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第 2 号，あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載の，〇〇地区名簿登録番号 13 号については，原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって，議案第 1 号については，原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第 3 号，農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを，議題といたします。

それでは，議案内容について事務局に説明をおねがいします。

事務局 日程第 3 号議案第 2 号農地法第 18 条第 6 項農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてご説明申し上げます。

議案書は 2 ページになります。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりでございます。

整理番号1号は耕作不能による合意解約でございます。

利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん、利用権設定をした者〇〇〇〇さんでございます。

整理番号2号は転用申請による合意解約でございます。

利用権設定を受けた者〇〇〇〇、利用権設定をした者〇〇〇〇さんでございます。

内容としましては畑が2筆で計1,381㎡の合意解約になります。

以上は農地法第18条第6項の要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

13番(畑野委員) 整理番号1号について、耕作不能ということですが、この〇〇さんはなんか新規就農だったと思うんですけども、どういう理由で耕作不能になったのか、あと2号については転用申請ということになってますけども、この転用は何に使われるのかその確認です。

事務局 耕作不能につきましては、イノシシが出るということで、〇〇さんにつきましては新規就農者の方なんですけれども、有害鳥獣ということで耕作不能ということになりました。

整理番号2号の関係につきましては、今からの転用申請の予定があるということの合意解約なんですけども、目的としましては、息子さんの家を建てる予定があるということで、解約の届けが出たところです。

以上です。

議長 他にございませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第3号、農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について、整理番号1号から2号については報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第2号については、報告のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第4号、農業振興地域整備計画変更認可申請に係る軽微な変更のための意見書(案)についてを、議題といたします。

それでは、まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第4号、議案第3号の農業振興地域整備計画変更認可申請に係る軽微な変更のための意見書(案)についてご説明申し上げます。



次に日程第5号、農業振興地域整備計画変更認可申請に係る除外のための意見書（案）についてを、議題といたします。

それでは、まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第5号、議案第4号整理番号1号の農業振興地域整備計画変更認可申請に係る除外のための意見書（案）についてご説明申し上げます。

議案書は5ページになります。地籍図については、6ページになります。

申請人は〇〇町〇〇番地〇〇〇〇さん無職です。

申請地は〇〇町〇〇番で〇〇〇〇の南東100mに位置します。

所有者は〇〇町にお住いの〇〇〇〇さんです。

今回の申請地は農用地の外周部に位置し一般住宅を建築する目的です。なお、代替地については、可能な土地を得られませんでした。

農用地区域の利用上の支障、集団性の保持、担い手に対する利用集積への影響は軽微であり、農業振興地域除外についてはやむを得ないものと思われま

以上で議案の説明を終わります。

議長 次に、調査結果について、調査員の報告をお願いします。

桑原委員

9番（桑原委員）整理番号1号について報告いたします。

1月22日、駒水委員、事務局の駒水係長、前原さんと私で現地調査を行いました。

申請地は〇〇町〇〇番地の〇〇〇〇さんです。

県道の拡張工事に伴い移転を余儀なくされました。

今回の申請地は〇〇町〇〇番で、〇〇〇〇から南東100mにあり、農用地区の外周部に位置し、代替地もあつせん不成立のためなく、農用地区の利用上の支障、集団性の保持、担い手に対する利用集積への影響は軽微であり、農業振興地域除外についてはやむを得ないものと思われま

以上です。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質議なしと呼ぶものあり）

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第5号、農業振興地域整備計画変更認可申請に係る除外のための意見書（案）について、整理番号1号及び2号については、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

事務局 今1号だけすんだから2号の説明をお願いします

議長 2号の説明をお願いします。

事務局 日程第5号、議案第4号整理番号2号の農業振興地域整備計画変更認可申請に係る除外のための意見書（案）についてご説明申し上げます。

議案書は7ページになります。地籍図については、8ページになります。

申請人は〇〇町〇〇番地〇〇〇〇さんバイク修理業を営んでいます。

申請地は〇〇町〇〇番 2, 32 m<sup>2</sup>で作業場の北側に位置します。

所有者は〇〇町にお住いの〇〇〇〇さんです。

今回の申請は農用地の外周部に位置し、県道の拡幅工事により作業場を北側へ移転する目的です。なお、代替地については、既存作業場と隣接する必要があり得られませんでした。

農用地区域の利用上の支障、集団性の保持、担い手に対する利用集積への影響は軽微であり、農業振興地域除外についてはやむを得ないものと思われま

以上で議案の説明を終わります。

議長 次に、調査結果について、調査員の報告をお願いします。

同じく、桑原委員

9 番（桑原委員）2 号議案について報告いたします。

調査日は1月の22日でございます。

申請人は〇〇町〇〇番地で〇〇〇〇さんです。

県道の拡張工事に伴い、作業場を北側に移転することが生じました。

今回の申請地は〇〇町〇〇番〇番地で、〇〇〇〇から県道を〇〇方面へ330mの地点でありまして、農用地域の外周部に位置し、農用地区域の利用上の支障、集団性の保持、担い手に対する利用集積への影響は軽微であり、農業振興地域除外についてはやむを得ないものと思われま

以上です。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

13 番（畑野委員）8 ページの地籍のところですね、この〇〇さんが〇〇番地ですかね、〇〇番のこの今現在作業場が建っているところですかね、ここが畑になっているんですけども、これは今までなんか地目をまだ変えてないとかそういうことなんでしょうか。

事務局 私なんかも畑ということで転用の関係も調べたんですけども、平成14年の1月の25日に転用許可を得てまして、その後ご本人さんが地目の登記の変更を宅地に直していないという、転用は済んでるところでございます。

以上です。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質議なしと呼ぶものあり）

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第5号、農業振興地域整備計画変更認可申請に係る除外のための意見書（案）について、整理番号1号及び2号については、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

御異議なしと認めます。



よって、議案第4号については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第6号、農地法第3条許可申請についてを、議題といたします。

それでは、まず、議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は1件で所有権の移転に関する申請です。

整理番号1号

整理番号1号についてご説明申し上げます。

整理番号1号の申請地は、〇〇町〇〇番、畑、764㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、会社員、65歳、〇〇にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、82歳、〇〇町にお住まいです。

譲渡事由は、贈与、譲受人の受贈ということであります。

譲渡人は譲受人の弟にあたります。

整理番号1号については調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号1号の申請地については11ページに掲載してあります。

申請地は〇〇集落内にあり、〇〇集落墓地から北側約200mに位置していません。

機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 続きまして、整理番号1号について、地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

整理番号1号、俵積田広昭委員。

10番（俵積田広昭委員）整理番号1号について報告いたします。

1月22日、譲受人立会いのもと現地確認を行ないました。

譲受人は〇〇集落に居住する、野菜及びソラマメ類を中心に栽培する畑作農業者であり、夫婦で農業に従事しております。

申請地は〇〇地区内にあり、〇〇集落墓地から北側へ約200mに位置する集団的な農地です。

周辺は東側が畑、西側に耕作放棄地、南側に県道、北側に住宅となっています。

弟から兄への贈与であり、権利取得後もこれまで同様の営農を行う計画で、本件の権利取得により周辺の農地・農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われま。

以上報告を終わります。

議長 只今の報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質議なしと呼ぶものあり）

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第6号、農地法第3条許可申請の、整理番号1号については、事務局の説明及び、調査員の報告のとおり、許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第5号については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

ここで、農業委員会等に関する法律24条の規定により、中村委員の除斥をお願いいたします。

(中村委員除斥)

次に日程第7号、農地法第4条許可申請についてを、議題といたします。

それでは、まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第4条の許可申請は1件です。

整理番号1号

整理番号1号の申請地は〇〇町〇〇番、畑、715㎡です。

申請人は〇〇〇〇さん、無職です。

転用目的は倉庫、物置です。

申請事由は、「農業用倉庫、精米機を置くための場所を自分の土地に選定したため。」とのことです。

申請地は、14ページに掲載してあります。

〇〇公民館より北西約90mに位置します。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は10ha以上の集団性があるため、第1種農地と判断されますが、申請地周辺には住宅が点在しており、申請地の概ね50m以内に既存住宅が4戸以上存在するため不許可例外の集落接続施設に該当します。

転用目的は倉庫、物置で農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画内容は、農業用の作業場及び物置、精米場の設置です。

計画面積は715㎡で問題のないものと思われます。

申請地の北側及び西側は道、東側及び南側は宅地です。

本件申請地は、申請人が平成12年から平成26年10月の間、整地及び農業用作業場、物置を増設したものです

農業用作業場、物置転用にあたり、「平成12年から平成26年の間、農業用の作業場、物置等を建ててきましたが、転用により耕作できなくなる部分の総面積が4条許可不要である2a未満を超えてしまい、許可が必要であることを知りませんでした。」との顛末書が添付されております。

雨水については自然流下により南側及び東側水路へ放流するよう施されてあります。

建物は高さ3mの平屋の作業場であり、隣接農地もなく、日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

周囲には、コンクリートブロック積みを施してあり、周辺土地へ土砂雨水が流出するのを防止するよう措置されてあります。

そのほか、周囲の土地に、これまでも、被害を及ぼしたこともないため、やむを得ない申請ではないかと思われま。

以上で議案説明を終わります。

議長 続きまして、整理番号1号について、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

桑原委員

9番（桑原委員）整理番号1号について報告いたします。

1月22日、駒水委員、事務局の駒水係長、前原さんと私で現地調査を行いました。

申請地は〇〇集落の〇〇公園の西側に位置し、第1種農地で集落接続施設農地です。

転用目的は倉庫、物置、精米機等で、既に設置済みであり、本人は転用変更をしたという風に思っていたということでありまして、顛末書も提出しているところでございます。

申請地は東側、南側は宅地、北側西側は道路です。

雨水については東側側溝に排水するという事で周囲の農地に被害のおそれがないためにやむを得ない申請かと思われま。

以上です。

議長 只今の報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありますか。

（質議なしと呼ぶものあり）

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第7号、農地法第4条許可申請の、整理番号1号については、事務局の説明及び、調査員の報告のとおり、承認することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

御異議なしと認めま。

よって、議案第6号については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

（中村委員着席）

次に日程第8号、農地法第5条許可申請についてを、議題といたします。

それでは、まず議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は8件で、所有権の移転に関する申請が7件、使用貸借権の設定に関する申請が1件です。

整理番号1号

整理番号1号の申請地は〇〇町〇〇番、畑、308㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん、建築業です。

譲渡人は〇〇〇〇さん, 無職です。

転用目的は作業場・資材置場・駐車場です。

申請事由は,「借りていた作業場兼資材置場を貸主の都合により返却したので,これに代わる作業場等を申請地に設置したいため。」とのことです。

申請地は 19 ページに掲載してあります。

〇〇保育園から西側約 55mに位置しています。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で, 第一種低層住居専用地域の用途指定がされており第 3 種農地と判断します。

転用目的は作業場・資材置場・駐車場で, 農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は 308 m<sup>2</sup>で問題ないものと思われれます。

申請地の南側は宅地, 東側は本人所有の宅地, 北側及び西側は道です。

造成は, 現状のままで整地のみです。

境界には, ブロック積みを施し, 周辺へ土砂雨水が流出するのを防止する計画です。

雨水については, 自然流下及び北側・側溝へ放流により処理する計画です。

建物は高さ 3mの平屋の作業場であり, 隣接農地もなく, 日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

そのほか被害防除計画, 資金調達計画も適正であり, やむを得ない申請ではないかと思われれます。

続きまして, 整理番号 2 号

整理番号 2 号の申請地は〇〇町〇〇番, 畑, 565 m<sup>2</sup>です。

譲受人は〇〇〇〇さん, 会社員です。

譲渡人は〇〇〇〇さん, 無職です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は,「現在, 親と同居中のため, 自分の家を持ちたく申請します。」とのことです。

申請地は, 21 ページに掲載してあります。

〇〇町・〇〇〇〇より北側 70mに位置しています。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は孤立した農地であり, 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い「その他の農地」に該当し, 第 2 種農地と判断します。

転用目的は, 一般住宅で, 農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は 565 m<sup>2</sup>でのり面を除く有効利用面積は 467. 5 m<sup>2</sup>と問題のないものと思われれます。

申請地の東側は道, 西側は宅地, 北側及び南側は農地です。

建物は高さ 7. 9mの二階建てであり, 境界より 1. 5m~9. 1m以上控えて建築し,

生活排水は合併浄化槽で処理後南側道路側溝に排水する計画です。

雨水についても、自然流下及び南側・側溝へ放流により処理する計画です。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われま

す。

続きまして、整理番号 3 号

整理番号 3 号の申請地は〇〇町〇〇番，畑，655 m<sup>2</sup>です。

借人は〇〇〇〇さん，自営業です。

貸人は〇〇〇〇さん，自営業です。

使用貸借権の設定です。

転用目的は太陽光発電施設です。

申請事由は、「義父の所有する土地を借りて太陽光発電施設を導入したい。」と

のことです。

申請地は 23 ページに掲載してあります。

〇〇町・有限会社〇〇の北西約 95m に位置します。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は孤立した農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い「その他の農地」に該当し、第 2 種農地と判断します。

転用目的は、太陽光発電所で農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積も 655 m<sup>2</sup>で太陽光パネル 36.7kw (124 枚) を設置する計画で問題のないものと思われま

す。

申請地北側は畑及び宅地、西側は宅地、南側は水路及び市道、東側は自己所有の畑及び宅地です。

造成は現状のまま、整地のみであり、また、南側の隣地農地及び宅地境界には擁壁及び排水トラフを施し、周辺土地への土砂雨水の流出を防止するよう措置する計画です。

周囲は高低差が 2m ある水路及び既設擁壁で囲まれた形状であることから、進入出入口のみ、高さ 1.5m 程度のネットフェンスを設置します。

パネルの高さは約 1.5m 程度で、隣地農地境界及びパネル間はそれぞれ 1.7m 程度の間隔は確保する計画であり、日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

なお、経済産業省の発電設備認定通知書及び九州電力株式会社の工事負担金請求書の写しが提出されており、事業実施の確実性は確認されております。そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われま

す。

続きまして、整理番号 4 号

整理番号 4 号の申請地は〇〇町〇〇番〇畑，297 m<sup>2</sup>です。

譲受人は〇〇〇〇さん，会社員・〇〇〇〇さん，看護師です。

譲渡人は〇〇〇〇さん，無職です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「借家住まいなので、申請地に住宅を建てるため。」とのことです。  
申請地は 25 ページに掲載してあります。

〇〇〇〇住宅 5 号棟より南側市道向かいに位置します。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で、第 1 種低層住居専用地域の用途指定がされており第 3 種農地と判断します。

転用目的は一般住宅で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は 297 m<sup>2</sup>で問題のないものと思われます。

申請地の北側及び西側は市道、東側は宅地、南側は畑です。

一般住宅転用にあたり、現状のまま、整地のみで、南側農地及び隣地境界には、擁壁を施し周辺農地へ土砂雨水が流出するのを防止する計画です。

雨水については、自然流下及び西側・側溝へ放流により処理する計画です。

建物は、高さ 5.0m の平屋であり、申請地西側農地から 3m 程度控えて建築し、日照通風等支障を及ぼさないように計画する予定です。また、南側の農地は譲渡人が管理しており、耕作のための通路として申請地隣地の南側にスロープ部分を確保する予定です。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われます。

続きまして、整理番号 5 号

整理番号 5 号の申請地は〇〇町〇〇番〇、畑、430 m<sup>2</sup>です。

譲受人は〇〇〇〇さん、船員です。

譲渡人は〇〇〇〇さん、農業です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在、借家住まいのため自分の家を持ちたく申請します。」とのことです。

申請地は、27 ページに掲載してあります。

〇〇〇〇・運動場より東側約 72m に位置します。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は 10ha 以上の集団性があるため、第 1 種農地と判断されますが、申請地周辺には住宅が点在しており、申請地の概ね 50m 以内に既存住宅が 6 戸以上存在するため不許可例外の集落接続施設に該当します。

代替地も検討しましたが、適地が見つからずにやむを得ず申請地を住宅建築の候補地としており、致し方のない申請ではないかと思われます。

転用目的は、一般住宅で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は 430 m<sup>2</sup>で問題のないものと思われます。

申請地西側は宅地、南側は市道、北側及び東側は農地です。

一般住宅への転用にあたり、現況のまま整地し、境界にはブロック積みを施し、周辺農地への土砂雨水の流出を防止するよう措置する計画です。

建物は高さは5.8mの平屋であり、農地より1.3m以上控えて建築し、日照通風等支障を及ぼさない計画です。

雨水については、自然流下及び南側・側溝へ放流により処理する計画です。

生活排水は合併浄化槽で処理後南側市道側溝に排水する予定です。

続きまして、整理番号6号

整理番号6号の申請地は〇〇〇〇番外30筆、畑、26,503㎡です。

譲受人は株式会社〇〇代表取締役〇〇〇〇さん、鯉節の製造です。

譲渡人は〇〇〇〇さん、会社員外17名です。

転用目的は太陽光発電施設です。

申請事由は、「太陽光発電パネルを設置し、発電事業をおこなうため。」とのことです。

申請地は、29ページに掲載してあります。

国道〇〇号線沿い〇〇町、〇〇〇〇車庫より北西450m及び南さつま市〇〇〇〇集落境に位置します。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は孤立した農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い「その他の農地」に該当し、第2種農地と判断します。

太陽光発電事業を始めるにあたり、代替地も検討しましたが、適地が見つからずにやむを得ず申請地を候補地として選定しました。

本申請は転用面積が2haを超えており、九州農政局長との協議を要します。

本申請は転用面積26,503㎡、隣接の〇〇番〇の山林152㎡、合計26,655㎡の事業計画です。

転用目的は、太陽光発電所で農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は26,503㎡で太陽光パネル1.5MW(6480枚)を設置する計画で問題のないものと思われます。

申請地北側は畑及び山林、西側は〇〇〇〇境で道及び山林、南側は山林及び畑、東側は山林であり、申請地の大半は再生困難な荒廃農地です。

造成については現況のまま整地、砂利敷きとし、境界にはブロック積み及び擁壁を施し、更にその内側に高さ30cmの畦畔及び沈砂地を設け、周辺農地への土砂雨水の流出を防止するよう措置する計画です。

里道が申請地中央に東西南北に存在しますが、現況のまま残し、南側農地の通路として確保します。また、その内側にフェンスを設置して、更に1.5m以上あけてパネルを設置します。

パネル高は2mとし、日照通風等支障を及ぼさないように計画しています。

雨水については、西側は集水枡より既設側溝へ、東側・南側は調整池より水路へ分散して排水する計画です。

なお、経済産業省の発電設備認定通知書及び九州電力株式会社の系統連系承諾通知書の写しが提出されており、事業実施の確実性は確認されております。また、

開発行為等の法令に基づく手続きにおいても、関係機関と協議・申請中であり、そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われます。

続きまして、整理番号7号

整理番号7号の申請地は〇〇町〇〇番，畑，565 m<sup>2</sup>です。

譲受人は〇〇〇〇さん，無職です。

譲渡人は〇〇〇〇さん，建設業です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「申請地に，譲受人の息子が住宅を建てるため。」とのことです。

申請地が許可され次第，譲受人の息子が居住用の住宅を建て，借り受ける予定です。

申請地は，6 ページに掲載してあります。

5-4-1 の農振除外と同時申請になります。

県道〇〇線沿い〇〇〇〇から南東約100mに位置します。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は10ha以上の集団性があるため，第1種農地と判断されますが，申請地周辺には住宅が点在しており，申請地の概ね50m以内に既存住宅が4戸以上存在するため不許可例外の集落接続施設に該当します。

代替地も検討しましたが，適地が見つからずにやむを得ず申請地を住宅建築の候補地としており，致し方のない申請ではないかと思われます。

転用目的は，一般住宅で，農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は565 m<sup>2</sup>でのり面を除く有効利用面積は495.88 m<sup>2</sup>と問題のないものと思われます。

申請地南側は畑，その他周囲は道です。

一般住宅への転用にあたり，現況のまま整地し，境界には擁壁を施し，周辺農地への土砂雨水の流出を防止するよう措置する計画です。

建物は高さは9.3mの二階建てであり，農地境界より11m控えて建築し，日照通風等支障を及ぼさない計画です。

雨水については，自然流下及び西側・水路へ放流により処理する計画です。

生活排水は合併浄化槽で処理後西側水路に排水する予定です。

続きまして，整理番号8号

整理番号8号の申請地は〇〇町〇〇番〇，畑，32 m<sup>2</sup>です。

譲受人は〇〇〇〇さん，自営業です。

譲渡人は〇〇〇〇さん，無職です。

転用目的は作業所です。

申請事由は、「譲受人の敷地が県道拡幅に伴い，譲渡することになり，作業所の敷地を維持するのに隣接地である申請地を譲り受けようとするもの。」とのことです。



申請地は8ページに掲載してあります。

5-4-2の農振除外と同時申請になります。

〇〇〇〇工業より東側約58m及び譲受人経営〇〇〇〇〇〇北側隣地に位置します。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は10ha以上の集団性があるため、第1種農地と判断されますが、申請地周辺には住宅が点在しており、申請地の概ね50m以内に既存住宅が7戸以上存在するため不許可例外の集落接続施設に該当します。

転用目的は作業場で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は32㎡で問題のないものと思われます。

申請地の南側は平成14年1月に転用許可を受けた譲受人所有の土地でその他、周囲は農地です。

造成については、2m程度の切土をおこないますが、西側及び北側農地境界には、擁壁を施し周辺農地へ土砂雨水が流出するのを防止するよう措置することです。

雨水については、自然流下及び南側・側溝へ放流により処理する計画です。

建物は、高さ3mの平屋であり、現位置より北側4m程度曳航移転させ、申請地北側農地境界から2.2m程度控えて設置し、日照通風等支障を及ぼさない計画です。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われます。

以上で議案説明を終わります。

議長 続きまして、調査結果について、調査員の報告をお願いいたします。

整理番号1号から5号までを駒水委員、

整理番号6号から8号までを桑原委員をお願いいたします。

3番（駒水委員）整理番号1号について報告いたします。

転用目的は作業場兼駐車場です。

1月22日、事務局と桑原委員と私で本人立会いのもと調査しました。

借りていた作業場・資材置場が都合により返却されたので、申請地に作業場兼駐車場を設置したいとのことでした。

北側は市道で東側は自宅、南側は宅地で西側は道です。

雨水排水は北側側溝へ排水することです。

周辺農地への被害等も無いと思われ、やむを得ない申請かと思われます。

続いて、整理番号2号について報告します。

転用目的は一般住宅です。

22日、事務局の前原さん、駒水さん、桑原委員と私で調査いたしました。

現在親と同居のため、自分の家を持ちたく申請したとのことでした。

申請地北側は宅地、南側は市道で西側と東側は畑です。

建築後は雨水土砂の農地への流出に万全を期するとのことです。  
排水計画も後で適正に出されており、致し方ない申請かと思われ  
ます。続いて整理番号3号の報告をします。

転用目的は太陽光発電施設です。

1月22日、事務局の前原さん、駒水さん、桑原委員と私と義理の父立会い  
のもとで調査しました。

義理の父の所有する土地を借りて太陽光発電事業を行うとのこと  
です。

申請は以前設置されている隣に設置した太陽光発電と共に申請地を  
利用するとのことです。

この申請は雨水排水等が問題で、後で擁壁のかさ上げとトラフ設  
置をして水路へ放水するというので、周辺農地に及ぼす影響も少  
ないと思われやむを得ない申請かと思われ  
ます。

続いて整理番号4号について報告します。

転用目的は一般住宅です。

申請地は都市計画用地で、現在借家住まいのため申請地に住宅を  
建設したいとのことです。

申請地は〇〇住宅の隣です。

西側北側は道で、東側は宅地です。南側は畑です。

この畑に出入りする入口が無くなるため、南側にスロープをつけ  
て畑部分の通路を設置するという  
ことです。

雨水・生活排水は西側の側溝に流し、申請地南側の農地に被害を  
及ぼさないよう十分注意して建築する  
ということです。

隣接の農地との被害防除計画も出されており、致し方ない申請  
かと思われ  
ます。

続いて整理番号5号について報告します。

転用目的は一般住宅です。

これも1月22日事務局と桑原さんと私と〇〇さんの妻の立会い  
のもとで調査  
しました。

現在借家住まいのため申請地に家を建てたいとのこと  
です。

申請地は〇〇町で、周囲は住宅が点在しており、南側は市道、  
西側は宅地、北側東側が畑であり、境界にはコンクリート、又は  
ブロック等の擁壁を設置する  
とのこと  
です。

土砂雨水の流出を防止するという  
ことです。

被害防除計画も適正であり、致し方ない申請かと思われ  
ます。

これで報告を終わります。

9番（桑原委員）6号から8号について報告いたします。

調査日は1月の22日ということで駒水委員と一緒にございま  
す。

まず整理番号6号について報告いたします。

申請地は〇〇町と南さつま〇〇〇〇集落との境界に位置して  
おりまして、転用

目的は太陽光発電施設の設置です。

申請地は〇〇集落の南側に面して、再生困難な荒廃農地です。

所要面積は26,655㎡、建築面積は16,203㎡で、パネルが1480枚を設置し、施設の周辺にフェンスを設置し、敷地に砂利敷きし、雨水は周辺に畦畔による水をためて調整池に水を集めて水路へ放流するという事で周囲に被害の恐れのないためにやむを得ない申請かと思われます。

なお、経済産業省の再生可能エネルギー発電施設認定通知書及び九電の系統連系承諾書の写しの添付書類等も確認したところでございます。

次に整理番号7号について報告いたします。

申請地は〇〇町の〇〇〇〇から南東100mに位置し、第1種農地で集落接続施設農地です。

転用目的は一般住宅です。

申請地は北南側は道路、西側は畑で耕作放棄地です。

住宅は東側の中央に倉庫は西側に建築するという事で、南西北側に既に擁壁済みであります。

汚水、生活雑排水については合併浄化槽で処理後、西側道路用水路に排水すると被害防除計画も適当であり、やむを得ない申請ではないかと思われます。

次に整理番号8号について報告いたします。

申請地は〇〇町の〇〇〇〇から県道を〇〇面へ330mに位置し、第1種農地で集落接続施設農地です。転用目的は現在の作業場が県道拡張に伴い移動をするための申請です。

申請地は南側は転用許可済みの宅地、北側東側西側は畑です。北側には擁壁を設置し、雨水については南側側溝へ排水する等被害防止計画も適当であり、やむを得ない申請ではないかと思われます。

以上です。

議長 只今の説明・報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

13番(畑野委員) 整理番号6号ですが、29ページの地籍を見ますと東側がほとんど山林ということになっておりますが、これは日照等については大丈夫なのかということと、あともう一件ですけど、整理番号7号については先ほどの日程第5号の整理番号1号の関係と一緒に思いますけれども、一応県道の拡幅工事に伴っての移転を余儀なくされたということでありましたけれども、申請理由を見ますと申請地に譲渡人の息子が住宅を建てるためということですけども、これは息子さんの名義で建て替えをされるということですか。

その確認です。

事務局 整理番号7号についての太陽光パネルの配置でございますが、設計の段階で日照が当たってパネルに発電力に影響はないかという質問であるかと思いますが、それは専門業者が検討して配置したパネルの計画書が提出されておりますのでそれは問題なからうかと思えます。

続きまして整理番号7号についてでございますが、〇〇〇〇さんが譲り受けをいたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇に譲り受けをしますが、その土地を許可され次第息子さんの方が借受けて住宅を建築するということになっております。

以上です。

議長 他にありませんか。

12番(瀬戸口委員) 2件ほど、整理番号6番について質問したいと思います。

最初説明があったかと思いますが、転用目的面積が26,503㎡ということであれば、この面積につきましては本市の大規模土地開発行為にかかります枕崎市環境の条例の都市計画区域外、5反以上の土地でありますのでそれに届出又は都市区域外でもありますので1町以上の県の開発許可等も必要になってくるんじゃないかと思いますが、こういう点については市または県との事前の協議とかはされているものなんですか。

そしてもう一点はあまりいけないと思うんですが、この転用申請の1は本市の〇〇浄水場の上流部分にあたりますが、これをパネルをはることによって本市の浄水の取水に影響が出てこないものかどうかというのは聞いてるものかどうかその一点を質問いたします。

事務局 まず1番目の質問でございますが、これはさきほど説明が口頭で説明いたしましたとおり、開発行為等の方へ基づく手続きについては各機関との協議中及び申請中でありまして、具体的には市の企画調整課に申請人が行って今協議中でございます。

〇〇の浄水場の上流に位置するというので、川への流入等で市の水道に影響はないかということですが、直接立会いの際にそこまでの話はしなかったんですけども、一番この面積的に広いので気になるところは、影響が大きいところは雨水の処理であろうということで、そこについては沈砂地等を設置して被害が無いように流水のための施設は確保するというところは確認をとってるところでございます。

以上です。

議長 ほかにありませんか。

12番(瀬戸口委員) 今の説明で十分なんですが、ただこの計画があるちゅうことだけは水道課の方辺りにも連絡していた方が水道課は水道課の考え方があってまた検討等の事前協議の中で利用されるかもしれませんので、できれば水道課の方にも連絡したらどうかと思います。

事務局 はい、そのようにしたいと思います。

7番(瀬戸口委員) 12番からでましたけど、1万超すと県の許可じゃなかったですか。許可申請が1万超すと必要なのでは。

事務局 転用許可に関する申請ということでしょうかね、一応県許可ではございます。ただ2万㎡を超えると県は九州農政局との協議を要するという規則になって

おりますので、その分ではないかと思っております。

7 番（禰占委員）あの〇〇〇〇のあそこの手前のやつ、あれも結局は広げすぎて県に申請になって今まだきてるかどうかわかんけど結局工事がストップしたわけよね。最初県に出していなくて、あそこも。

だから結局は工事をうったってから結局そうってしまったわけだからあそこも。

いくら企画課にまかしてるどうのこうのちゅうて企画課もちょっとやばいんじゃないの。

事務局 一応企画課に話を通してですね、申請人と企画課が協議中でございますけれども、企画調整課は開発行為の窓口ということで、県にもその情報を伝えて県の方にも事前に行くようにという指導をしているということでございます。

ですので、県の方の開発許可申請になるか市の条例に基づく開発許可になるかっていうのはそこでの判断ということまで聞きいております。

以上です。

議長 他にございませんか。

（質議なしと呼ぶものあり）

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第 8 号，農地法第 5 条許可申請の，整理番号 1 号から 8 号については，報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

御異議なしと認めます。

よって，議案第 7 号については，申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第 9 号，農用地利用集積計画の調整についてを議題といたします。

農用地利用集積計画の，利用権設定及び利用権移転，並びに所有権移転関係について事務局に説明を求めます。

事務局 日程第 9 号議案第 8 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地

利用集積計画の調整についてご説明申し上げます。

議案書は 32 ページから 34 ページになります。

大字，字，地番，地目，面積等につきましては議案書に記載のとおりでございます。

整理番号 1 号の 1 利用権設定を受ける者〇〇〇〇さん外 25 名，利用権設定をする者〇〇〇〇さん外 39 名で設定面積は，田が 3 筆で 1,349 m<sup>2</sup>，畑が 46 筆で 41,194 m<sup>2</sup>，樹園地が 56 筆で 109,267 m<sup>2</sup>でございます。

以上の計画要請の内容は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

次に利用権移転でございます。議案書は 35 ページになります。

整理番号 1 号の利用権移転を受ける者〇〇〇〇さん, 利用権移転をする者〇〇〇〇さん, 土地所有者は〇〇〇〇さんでございます。移転面積は畑が 2 筆で 3,300 m<sup>2</sup>でございます。

次に所有権移転でございます。議案書は 36 ページになります。

大字, 字, 地番, 地目, 面積等につきましては議案書に記載のとおりでございます。

整理番号 1 号, 譲渡人は〇〇町にお住いの〇〇〇〇さん, 譲受人は〇〇町にお住いの〇〇〇〇さんで経営規模拡大に伴う売買による所有権移転で移転面積は 2 筆で 1,662 m<sup>2</sup>, 価格は畝あたり〇〇〇〇円でございます。

以上の計画要請の内容は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し, 質疑・意見はありませんか。

12 番 (瀬戸口委員) 前の定例会のときにもお尋ねしたんですが, 整理番号 19 番から 20 番の 5 号までのこの人たちが土地を借りてるわけですけども, この借りてる土地については農地中間管理事業の対象農地としてならなかったのかどうかお聞きしたいと思います。

事務局 再度, 19 番から何番ですか。

12 番 (瀬戸口委員) 20 の 1 から 20 の 5, 新規 10 年で借りているこの〇〇さんの土地。

もし対象になればそちらの方にしたほうが協力金等をもらえるわけですので, そちらでしたほうがいいんじゃないかなと思ったりもするものですから, お尋ねします。

事務局 今現在利用権設定をしているものを中間管理機構に貸し付けてっていうことであればいったん合意解約をして, 1 年間本人が耕作する形をとって 1 年後に中間管理機構に貸し付けるっていう方法を取らないといけない, そうしないと補助の対象にならないということがあるものですから, 引き続き利用権設定でということで契約をしたところですよ。

12 番 (瀬戸口委員) 再度確認をしておきたいんですが, この管理事業を対象となる土地は自分が今まで作っている土地を新たに貸付をする場合に対象になるということですか。

事務局 中間管理機構の関係がですね, このあとの全協の中でも学習会を検討してるんですけども, 具体的にはそこの中でお話をさせていただくということによろしいでしょうか。

12 番 (瀬戸口委員) はい, 結構です。

5 番 (中原委員) 今中間管理機構の説明がありましたけれども, この 26 の 1 から 26 の 2, これは中間管理機構に貸し出したんですか。

事務局 ここにつきましてはですね, 利用権設定がなされてなかった新規の分でござ

いまして、これについては中間管理機構へ貸し付けて補助の対象になる予定でございます。

ここを通して、農業委員会を通してこれが決定しますと中間管理機構への貸付という手続きを経てということになります。

農政課の方から掘り起こしをして上がってきた事例でございます。

5番(中原委員)ということは農業委員会を通してこういう契約をしてない人の農地は簡単に出来るってことですよ、これまで契約を全然してなくて、闇で借りてる人の土地はすぐできるということですよ。

事務局 そちらあたりがですね、利用権設定をしていた人が恩恵を受けないとかっていうような意見もありまして、言われる無届の農地に対してはおっしゃるとおりちょうどこの制度が始まったタイミングとしてですね、それを利用することが可能ということでまあこちらへの不公平という感は否めないところではないかというふうに思います。

8番(城森委員)同じ件なんですけども、樹園地ってありますけどもこれは農振地になってるんですか。

農振地じゃないと、どういう今の状態はどうなってるのかちょっと説明をお願いします。

事務局 はい、樹園地で茶園でございます。

農振農用地の中に入って該当する農地でございます。

議長 他にありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第9号、農用地利用集積計画の調整については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第9号の農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定の整理番号1号の1から26号の2まで、及び利用権移転の整理番号1号、並びに所有権移転の整理番号1号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第8号の決定いたしました案件につきましては、市長に農用地利用集積計画を定めるべき旨、2月20日を目途に要請してまいります。

次に日程第10号、農業委員会委員選挙人名簿登載申請にもとづく農業委員会の意見についてを議題と致します。

議案内容について、事務局に説明を求めます。

事務局 農業委員会委員選挙人名簿登載申請にもとづく農業委員会の意見について。

日程第10号、議案第9号「農業委員会委員選挙人名簿登載申請にもとづく農業委員会の意見について」説明いたします。

議案書の 37 ページから 38 ページに集計表を掲載してありますが、左側の欄が農業委員会等に関する法律施行令第 3 条第 1 項による本人申請に基づくものであります。

そして真ん中の欄が同法施行令第 3 条第 3 項による職権で作製した分で、一番右側の欄が合計になっております。

この農業委員会の意見につきましては、同法施行令第 3 条の規定により、選挙人名簿の登載申請書に基づきまして、毎年 1 月 31 日までに市の選挙管理委員会に意見書を提出することになっております。

職権で適用されるのは、あっせん譲受け名簿等に記載されている者、軽油免税の申請者、農業者年金の経営移譲の相手方等であります。

38 ページの表の一番下ご覧ください。

その結果、施行令第 3 条第 1 項の本人からの申請ですが、戸数は 574 戸で、男 614 人、女 662 人、合計 1,276 人でございます。

次に、施行令第 3 条第 3 項による職権で登載した者は、真ん中の欄になります。戸数が 166 戸で、男 190 人、女 179 人、計 369 人で、平成 27 年 1 月 1 日現在における枕崎市農業委員会委員選挙人名簿に登載された者は、右側の合計欄をご覧ください。戸数で 740 戸、男 804 人、女 841 人、計 1,645 人となります。

また、39 ページは同法第 8 条の規定要件を満たしていないと判断された者で、男 2 人、女 1 人、計 3 人を掲載してあります。

また、耕作面積が 10 アール未満の者が、35 戸ありました。

今回の申請書の発送は、1,807 世帯に郵送しました。その結果、回収率は、約 33.7%となっております。

前年同期と比較しまして登録された者は、申請戸数で 103 戸減少し、申請者が 237 人減少しております。

なお、今回失格となった 3 人につきましては、後日失格理由等を明記しまして送付したいと思います。

以上です。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

5 番（中原委員）只今の説明で十分わかってるんですけど、施行第 3 条 3 項にですね、軽油免税とかそういう人たちがこれに入ってるって今言われました。

それと住民票がですねいれば同居世帯であればあったんですけども選挙権が。家族協定をしていながら同居が変わった場合、それってのはもう選挙が、一反の畑も自分の家じゃないもんですから、選挙権が無いんですよ。

そういうのはどういうあれ、まあ家族協定を結んでれば息子がですね一反も自分の名義は無いとそしたら家を別々にしたら選挙権がなくなると。

そういうのはこういう 3 条のあれには当てはまらないんですか。

事務局 軽油免税なんかの申請も行っていないわけですよ。

5 番（中原委員）軽油免税は私してますよ、息子は名前がないと思うんですけど別です



よね、別というか同じ経営ですから。

事務局 すいません、詳しく後で調べて報告したいと思います。

7 番（禰占委員）今のことなんだけど、実際うちもだから。

同じ敷地に親のあとに私と姉がいるが、姉が除外されている。

だから同じ敷地であっても例えば建屋が違っていると対象にならないと。

事務局 来てないということですよ。

7 番 いや来てないんじゃないくて申請しようと前、親のころは親がしてたから、親が死んで私になって、私もその土地に引っ越してきたわけよね。

そしたら親の家は親の家であるわけ。そしたら私の家は私の家だけど、同居にならないということで、同じ敷地内でも住む家が違っているとこれの対象にならない、だからそこは同居というみたい。

だから結局おかしいわけよね。耕作放棄地がどんどん増えていくのはそういう感じになると思います。言えばまあ結局は親の農地を移転できないわけだから、死んでからしか相続できないということですよ。裏を返せば。

結局この前もある人と話したんだけど、親名義の農地を自分に生きてるうちに直したいんだけど、農業委員会にも相談したんだけど、生きてる以上は出来ないちゅうことよ。農業人じゃないから農地は引き継げないちゅうこと。だからこれはおかしいんですよ。

事務局 一応法律的にそれは出来ないというようになっていますね。

また先ほどのほうはまた調べてまた報告します。

11 番（俵積田義信委員）この施行例第3条第3項、これは職権ですよ。

自分で申請、権利がありながら自分で申請しなかったと、それを職権で選挙権を認めたと、そういうことなんですよ。

事務局 そういうことです。

実はですね、第3条の3項が増えているのはですね、実際選挙権があるんですけどみんな申請しないんですよ。めんどくさいかどうか、まあしないもんですから職権のほうでこっちは全部拾いなおさないといかん、全部というか申請を出したけどこない、こない分は自動的にこれは拾うねということでもう一回全部手で拾い直すところです。

11 番 もれはないという自信があるんですか。

事務局 それはわかりません。

事務局 認定農家とそれから免税軽油の関係でしたよね、を拾いあげるということで、選挙人名簿の送付は送ってるわけですね、資格のある人には。

そして返事が返ってきた人は、認定農家であっても職権ではなくてこの左側の方の数であがってきてるんです。

でその意志を示さなかった方について、認定農家、この3条の3に該当する人について、選挙人名簿が返ってこなかった、返事が返ってこなかった人をその中から除外、来た人を除外するんですかね、来た人を除外して来なかった人について

ては職権の数であげてるということです。

ですから3の3に該当する人でも、返事が返ってきた人については左側の数にあがってるということでございます。

11番 職権であげた人っていうのはもう選挙権は結局あるんでしょ。

事務局 ある

11番 わかりました。

議長 他にございませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結します。おはかりいたします。

日程第10号については、只今報告したとおり、別紙により意見を附して、枕崎市選挙管理委員会に送付することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第9号、農業委員会委員選挙人名簿登載申請にもとづく農業委員会の意見については、原案のとおり承認することに決定しました。

以上をもちまして、本委員会の議事の全部の審議を終了しましたので、閉会いたします。

なお、この後しばらく休憩ののち、全員協議会を開催いたします。

午前10時30分閉会